

東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 新旧対照表

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>はじめに</p> <p>1 から 3 まで （現行のとおり）</p> <p>4 制度に関する <u>問合せ先</u></p> <p><u>クール・ネット東京</u></p> <p><u>「建築物環境報告書制度」専用</u>電話番号：03(5990)5326 受付時間：平日 9:00～17:00</p> <p><u>* 建築物環境報告書の作成等に係る制度対象事業者専用の番号です。</u></p> <p>第 1 章 東京都建築物環境報告書制度について</p> <p>第 1 制度創設の背景</p> <p>1 及び 2 （現行のとおり）</p> <p>3 新築建築物を対象とする制度の強化・拡充</p> <p>都はこれまで、新築建築物への対策として、大規模新築建築物（延べ面積 2,000 m²以上）に対して、「建築物環境計画書制度」を運用してきた。2030 年のカーボンハーフ実現に向けたギアをさらに引き上げるため、令和 4 年 12 月に条例を改正し、当該制度の強化を行うとともに、新築建物における年間着工棟数の 98%（住宅は 90%）を占める中小規模建築物（延べ面積 2,000 m²未満）を対象に、断熱・省エネ性能の確保や太陽光発電設備の設置等を義務付ける「建築物環境報告書制度」（以下「本制度」という。）を <u>令和 7 年度より施行</u>した（図 2）。これにより、これまでの大規模新築建築物に加え、新たに中小規模新築建築物への対策を推進することで、脱炭素化やレジリエンス向上を一層促進していく。</p> <p>これらの新築建築物を対象とする制度の強化・拡充は、2030 年までに</p>	<p>はじめに</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>4 制度に関する <u>問い合わせ先</u></p> <p>ワンストップ相談窓口（クール・ネット東京）</p> <p>電話番号：03(5990)5236 受付時間：平日 9:00～17:00</p> <p>第 1 章 東京都建築物環境報告書制度について</p> <p>第 1 制度創設の背景</p> <p>1 及び 2 （略）</p> <p>3 新築建築物を対象とする制度の強化・拡充</p> <p>都はこれまで、新築建築物への対策として、大規模新築建築物（延べ面積 2,000 m²以上）に対して、「建築物環境計画書制度」を運用してきた。2030 年のカーボンハーフ実現に向けたギアをさらに引き上げるため、令和 4 年 12 月に条例を改正し、当該制度の強化を行うとともに、新築建物における年間着工棟数の 98%（住宅は 90%）を占める中小規模建築物（延べ面積 2,000 m²未満）を対象に、断熱・省エネ性能の確保や太陽光発電設備の設置等を義務付ける「建築物環境報告書制度」（以下「本制度」という。）を <u>新たに創設</u>した（図 2）。これにより、これまでの大規模新築建築物に加え、新たに中小規模新築建築物への対策を推進することで、脱炭素化やレジリエンス向上を一層促進していく。</p> <p>これらの新築建築物を対象とする制度の強化・拡充は、2030 年までに</p>

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>新築戸建住宅の 6 割に太陽光パネルの設置を目指す国の目標とも軌を一にするものであり、都は都民・事業者と一体となって取り組んでいく。</p> <p>【図 2】（現行のとおり）</p> <p>第 2 制度の概要</p> <p>1 制度の義務対象者</p> <p>延べ面積 2,000 m²未満の中小規模の新築建築物（住宅及び住宅以外の建築物）を、都内において年間に延べ面積の合計で 20,000 m²以上建設等する<u>建物供給事業者</u>を、本制度における義務の対象者とする。これにより、都内における年間新築着工棟数の半数程度がその対象となる想定である。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第 2 章 東京都建築物環境報告書制度に関する各事項の説明</p> <p>第 1 制度の対象建築物</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 制度の対象から除く建築物の種類（現行のとおり）</p> <p>（1）（現行のとおり）</p> <p>（2）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 <u>20</u> 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する建築物</p> <p>第 1 号：居室なし又は高い開放性を有する建築物（自動車駐車場等）</p> <p>第 2 号：文化財等の原型を再現する建築物</p>	<p>新築戸建住宅の 6 割に太陽光パネルの設置を目指す国の目標とも軌を一にするものであり、都は都民・事業者と一体となって取り組んでいく。</p> <p>【図 2】（略）</p> <p>第 2 制度の概要</p> <p>1 制度の義務対象者</p> <p>延べ面積 2,000 m²未満の中小規模の新築建築物（住宅及び住宅以外の建築物）を、都内において年間に延べ面積の合計で 20,000 m²以上建設等する<u>建物供給事業者（特定供給事業者）</u>を、本制度における義務の対象者とする。これにより、都内における年間新築着工棟数の半数程度がその対象となる想定である。</p> <p>2（略）</p> <p>第 2 章 東京都建築物環境報告書制度に関する各事項の説明</p> <p>第 1 制度の対象建築物</p> <p>1（略）</p> <p>2 制度の対象から除く建築物の種類（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 <u>18</u> 条※第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する建築物</p> <p>第 1 号：居室なし又は高い開放性を有する建築物（自動車駐車場等）</p> <p>第 2 号：文化財等の原型を再現する建築物</p>

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）												
<p data-bbox="275 196 533 225">第 3 号：仮設建築物</p> <p data-bbox="181 292 573 320">（参考）建築物省エネ法第 <u>20</u> 条</p> <table border="1" data-bbox="217 333 1048 483"> <tr> <td data-bbox="217 333 331 379">第 1 号</td> <td data-bbox="331 333 1048 379">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 379 331 426">第 2 号</td> <td data-bbox="331 379 1048 426">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 426 331 472">第 3 号</td> <td data-bbox="331 426 1048 472">（現行のとおり）</td> </tr> </table> <p data-bbox="181 587 483 616">（3）（現行のとおり）</p> <p data-bbox="163 683 416 711">第 2 制度の対象者</p> <p data-bbox="170 730 416 759">1 建物供給事業者</p> <p data-bbox="181 778 622 807">（1）及び（2）（現行のとおり）</p> <p data-bbox="181 874 573 903">【図 3 制度対象者のイメージ】</p> <p data-bbox="192 922 427 951">図（現行のとおり）</p> <p data-bbox="163 970 1099 1094">※ ここでは代表的な事例を示しており、建設等する建築物の制度対象者がどの者であるかは、建築主と施工者の請負契約の内容等、実態に応じて判断することになる。</p> <p data-bbox="163 1114 1099 1197">※ <u>なお、規格を定める建築主又は工事施工者のいずれかが制度対象者となり、単に設計のみを行う設計者は制度対象者とはならない。</u></p> <p data-bbox="170 1264 416 1292">2 特定供給事業者</p> <p data-bbox="181 1311 499 1340">（1）特定供給事業者とは</p> <p data-bbox="217 1359 1099 1436">建物供給事業者のうち、<u>次に該当する者は特定供給事業者となり、都が定める基準への適合や環境性能の説明、建築物環境報告書の提出等が</u></p>	第 1 号	（現行のとおり）	第 2 号	（現行のとおり）	第 3 号	（現行のとおり）	<p data-bbox="1238 196 1496 225">第 3 号：仮設建築物</p> <p data-bbox="1140 292 2067 375">（参考）建築物省エネ法第 <u>18</u> 条※ ※令和 7 年 4 月 1 日に「第 20 条」に改正</p> <table border="1" data-bbox="1176 381 2011 531"> <tr> <td data-bbox="1176 381 1290 427">第 1 号</td> <td data-bbox="1290 381 2011 427">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 427 1290 474">第 2 号</td> <td data-bbox="1290 427 2011 474">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 474 1290 520">第 3 号</td> <td data-bbox="1290 474 2011 520">（略）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1140 587 1308 616">（3）（略）</p> <p data-bbox="1126 683 1379 711">第 2 制度の対象者</p> <p data-bbox="1133 730 1379 759">1 建物供給事業者</p> <p data-bbox="1144 778 1447 807">（1）及び（2）（略）</p> <p data-bbox="1140 874 1532 903">【図 3 制度対象者のイメージ】</p> <p data-bbox="1151 922 1254 951">図（略）</p> <p data-bbox="1126 970 2067 1094">※ ここでは代表的な事例を示しており、建設等する建築物の制度対象者がどの者であるかは、建築主と施工者の請負契約の内容等、実態に応じて判断することになる。</p> <p data-bbox="1140 1114 1227 1142">（新設）</p> <p data-bbox="1133 1264 1379 1292">2 特定供給事業者</p> <p data-bbox="1144 1311 1462 1340">（1）特定供給事業者とは</p> <p data-bbox="1180 1359 2067 1436">建物供給事業者のうち、<u>1 年間に都内において建設等する中小規模特定建築物（1 棟当たりの延べ面積が 2,000 m²未満の規格建築物（本制度</u></p>	第 1 号	（略）	第 2 号	（略）	第 3 号	（略）
第 1 号	（現行のとおり）												
第 2 号	（現行のとおり）												
第 3 号	（現行のとおり）												
第 1 号	（略）												
第 2 号	（略）												
第 3 号	（略）												

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p><u>義務付けられる*</u>。</p> <p>① 1年間に都内において建設等する中小規模特定建築物（1棟当たりの延べ面積が2,000㎡未満の規格建築物（本制度の対象外である種類の建築物を除く。）をいう。）の延べ面積の合計（以下「都内年間供給面積」という。）が20,000㎡以上である者</p> <p>② <u>都内年間供給面積が5,000㎡以上20,000㎡未満であり、都へ申請し、承認を受けた者（任意参加者、次項で解説）</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>義務対象者</u>となる供給規模（都内年間供給面積20,000㎡以上）は、国や都の目標達成に向けて最小限の規模とするとともに、住宅の省エネ性能を牽引する国の住宅トップランナー制度との整合性を図っている。当該供給規模の建物供給事業者は、新築建築物の環境性能の決定に大きな役割を担っていることから、本制度の義務対象者とする事で、断熱・省エネ、再エネ等の環境性能の向上に大きく寄与することを期待するものである。</p> <p>※ 都内年間供給面積が20,000㎡以上である年度<u>又は任意参加する年度</u>において建設等する中小規模特定建築物に対し、都が定める基準への適合及び環境性能の説明を行い、その翌年度の9月末までに建築物環境報告書を提出する。（図4）</p> <p>（2）及び（3）（現行のとおり）</p> <p>3 制度への任意参加（任意参加者）</p> <p>（1）（現行のとおり）</p> <p>（2）複数の建物供給事業者の連名による任意参加</p> <p>次の①及び②の要件に該当する複数の建物供給事業者は、連名で都へ</p>	<p><u>の対象外である種類の建築物を除く。）をいう。）の延べ面積の合計（以下「都内年間供給面積」という。）が20,000㎡以上である特定供給事業者に対し、都が定める基準への適合や環境性能の説明、建築物環境報告書の提出等を義務付ける*</u>。</p> <p>（新設）</p> <p>（中略）</p> <p><u>特定供給事業者</u>となる供給規模（都内年間供給面積20,000㎡以上）は、国や都の目標達成に向けて最小限の規模とするとともに、住宅の省エネ性能を牽引する国の住宅トップランナー制度との整合性を図っている。当該供給規模の建物供給事業者は、新築建築物の環境性能の決定に大きな役割を担っていることから、本制度の義務対象者とする事で、断熱・省エネ、再エネ等の環境性能の向上に大きく寄与することを期待するものである。</p> <p>※ 都内年間供給面積が20,000㎡以上である年度において建設等する中小規模特定建築物に対し、都が定める基準への適合及び環境性能の説明を行い、その翌年度の9月末までに建築物環境報告書を提出する（図4）</p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>3 制度への任意参加（任意参加者）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）複数の建物供給事業者の連名による任意参加</p> <p>次の①及び②の要件に該当する複数の建物供給事業者は、連名で都へ</p>

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>申請し、承認を受けることにより、特定供給事業者として制度へ参加することができる。</p> <p>① <u>本章第 2 の 1 に示す</u>建物供給事業者の都内年間供給面積が 5,000 m²未満であること。</p> <p>② 複数の建物供給事業者の都内年間供給面積の合計が 5,000 m²以上であること。</p> <p>この場合、複数の建物供給事業者を特定供給事業者として承認するため、当該複数の建物供給事業者が建設等する中小規模特定建築物全体を対象に、基準への適合状況等を判断することとなる。</p> <p>【表 2】（現行のとおり）</p> <p>(3) 任意参加するための手続 （現行のとおり）</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②申請期間</p> <p>承認申請は、任意参加を希望する年度の前年度の 10 月 1 日から※、任意参加を希望する年度の翌年度の 7 月末までに行う（任意参加を希望する年度が始まる前、年度の途中、年度の終了後のいずれかのタイミングで申請ができる。）。</p> <p>※ 令和 7 年度に任意参加を希望する場合は、令和 7 年 4 月から受付開始</p> <p>③都の承認</p> <p>都は、申請書の内容を確認し、任意参加の要件（延べ面積）に該当することが確認できた申請者を特定供給事業者として（複数の建物供給事業者が連名で申請した場合は、当該事業者を 1 の特定供給事業者とし</p>	<p>申請し、承認を受けることにより、特定供給事業者として制度へ参加することができる。</p> <p>① 1 の建物供給事業者の都内年間供給面積が 5,000 m²未満であること</p> <p>② 複数の建物供給事業者の都内年間供給面積の合計が 5,000 m²以上であること</p> <p>この場合、複数の建物供給事業者を特定供給事業者として承認するため、当該複数の建物供給事業者が建設等する中小規模特定建築物全体を対象に、基準への適合状況等を判断することとなる。</p> <p>【表 2】（略）</p> <p>(3) 任意参加するための手続 （略）</p> <p>①（略）</p> <p>②申請期間</p> <p>承認申請は、任意参加を希望する年度の前年度の 10 月 1 日から※、任意参加を希望する年度の翌年度の 7 月末までに行う。（任意参加を希望する年度が始まる前、年度の途中、年度の終了後のいずれかのタイミングで申請ができる。）。</p> <p>※ 令和 7 年度に任意参加を希望する場合は、令和 7 年 4 月から受付開始予定</p> <p>③都の承認</p> <p>都は、申請書の内容を確認し、任意参加の要件（延べ面積）に該当することが確認できた申請者を特定供給事業者として（複数の建物供給事業者が連名で申請した場合は、当該事業者を 1 の特定供給事業者</p>

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>て) 承認する。<u>建築物環境報告書の提出は、本承認の後に行うものとする。</u></p> <p>なお、承認後は都のホームページで事業者名及び参加年度を公表する。</p> <p>(削除)</p> <p>【図 5】（現行のとおり）</p> <p>(4) 面積要件に該当しなくなった場合の取扱い</p> <p>都の承認後、任意参加する年度の都内年間供給面積が(1)及び(2)に記載する面積要件に該当しなくなった場合も、特定供給事業者承認は有効であり、当該事業者は特定供給事業者として任意参加をすることができる。ただし、都内年間供給面積が 20,000 m²以上となった事業者は、任意参加者ではなく<u>義務対象者</u>として、制度の対象となる。</p> <p>(5) 変更及び取下げの手続 (現行のとおり)</p> <p>4 建築物環境報告書の任意提出（任意提出者）</p> <p>特定供給事業者以外の建物供給事業者は、都内に建設等した中小規模特定建築物について、建築物環境報告書を任意に作成し、都へ提出することができる。</p> <p>任意提出者には都が定める基準への適合及び環境性能の説明は義務付けられないが、建築物環境報告書におけるこれらの取組状況の記載や報告書の記載内容を示す書類等の保管、提出した報告書の都による公表については、特定供給事業者と同様の取扱いとなる（建築物環境報告書の詳細は本</p>	<p>として) 承認する。</p> <p>なお、承認後は都のホームページで事業者名及び参加年度を公表する。</p> <p><u>* 任意参加する場合、建築物環境報告書は都の承認後に提出すること。</u></p> <p>【図 5】（略）</p> <p>(4) 面積要件に該当しなくなった場合の取扱い</p> <p>都の承認後、任意参加する年度の都内年間供給面積が(1)及び(2)に記載する面積要件に該当しなくなった場合も、特定供給事業者承認は有効であり、当該事業者は特定供給事業者として任意参加をすることができる。</p> <p>ただし、都内年間供給面積が 20,000 m²以上となった事業者は、任意参加者ではなく<u>通常の特定供給事業者</u>として、制度の対象となる。</p> <p>(5) 変更及び取下げの手続き (略)</p> <p>4 建築物環境報告書の任意提出（任意提出者）</p> <p>特定供給事業者（<u>都が承認した特定供給事業者（任意参加者）を含む。以下同じ。</u>）以外の建物供給事業者は、都内に建設等した中小規模特定建築物について、建築物環境報告書を任意に作成し、都へ提出することができる。</p> <p>任意提出者には都が定める基準への適合及び環境性能の説明は義務付けられないが、建築物環境報告書におけるこれらの取組状況の記載や報告書の記載内容を示す書類等の保管、提出した報告書の都による公表につい</p>

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>章第 8 参照)。</p> <p>【表 3】及び【図 6】（現行のとおり）</p> <p>第 3 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準</p> <p>1 省エネルギー性能基準</p> <p>特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物について、都が定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない(適合義務)。特定供給事業者が建設等する建築物において措置を講じなければならないものであるため、当該建築物を建築主や購入者へ引き渡す時まで措置することが必要である（「2 誘導すべき省エネルギー性能基準」及び本章第 4 及び第 5 に示す各基準においても同様）。</p> <p>省エネルギー性能基準は、建築物の用途別に、「建築物の熱負荷の低減に関する基準（以下「断熱性能の基準」という。）」及び「設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準（以下「省エネ性能の基準」という。）」を定めている。各基準は、建築物省エネ法に定める指標である U A 値や B E I 等を用いており、建設等する建築物におけるこれらの値は同法に定める計算方法に基づき算定する。</p> <p><u>なお、国の住宅トップランナー基準との整合を図るため、令和 8 年度及び令和 9 年度に基準の見直しを予定している。</u></p> <p><u>また、今後も「(参考) 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ (2021.8)」(以下「国のロードマップ」という。) 等を参考に、住宅トップランナー基準の見直し等に応じて見直していく。</u></p>	<p>ては、特定供給事業者と同様の取扱となる（建築物環境報告書の詳細は本章第 8 参照）。</p> <p>【表 3】及び【図 6】（略）</p> <p>第 3 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準</p> <p>1 省エネルギー性能基準</p> <p>特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物について、都が定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない(適合義務)。特定供給事業者が建設等する建築物において措置を講じなければならないものであるため、当該建築物を建築主や購入者へ引き渡す時まで措置することが必要である（「2 誘導すべき省エネルギー性能基準」及び本章第 4 及び第 5 に示す各基準においても同様）。</p> <p>省エネルギー性能基準は、建築物の用途別に、「建築物の熱負荷の低減に関する基準（以下「断熱性能の基準」という。）」及び「設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準（以下「省エネ性能の基準」という。）」を定めている。各基準は、建築物省エネ法に定める指標である U A 値や B E I 等を用いており、建設等する建築物におけるこれらの値は同法に定める計算方法に基づき算定する。</p>

改正後（第 2.0 版）				改正前（第 1.2 版）			
(1) 住宅の用途における省エネルギー性能基準 (現行のとおり) ①及び② (現行のとおり)				(1) 住宅の用途における省エネルギー性能基準 (略) ①及び② (略)			
【表 4 - 1 省エネルギー性能基準 (令和 7 年度)】				【表 4 省エネルギー性能基準※1】			
区分		建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)	区分		建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)
住宅 ト ッ プ ラ ン ナ ー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設工 業者が建設する請負型一戸 建て規格住宅)	外皮平均熱貫流率(U _A) ≦0.87 ※1	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I ※3 ≦ 0.8	住宅 ト ッ プ ラ ン ナ ー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て建設工事業 者が建設する請負型一戸建て 規格住宅)	外皮平均熱貫流率(U _A) ≦0.87 ※2	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I ※4 ≦0.8
	分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主が 新築する分譲型一戸建て規 格住宅)	外皮平均熱貫流率(U _A) ≦0.87 ※1	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I ※3 ≦ 0.85		分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主が 新築する分譲型一戸建て規 格住宅)	外皮平均熱貫流率(U _A) ≦0.87 ※2	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I ※4 ≦ 0.85
	分譲共同住宅、賃貸共同住 宅 (特定共同住宅等建築主又は 特定共同住宅等建設工事業 者が建設等する長屋又は共 同住宅)	外皮平均熱貫流率(U _A) ≦0.87 ※1	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I ※3 ≦0.9		分譲共同住宅、賃貸共同住 宅 (特定共同住宅等建築主又は 特定共同住宅等建設工事業 者が建設等する長屋又は共 同住宅)	外皮平均熱貫流率(U _A) ≦0.87 ※2	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I ※4 ≦0.9
その他の住宅 (上記以外の住宅)		外皮平均熱貫流率(U _A) ≦0.87 ※1 又は住宅仕様基準に適 合※2	住宅用途 B E I ※3 ≦1.0 又は住宅仕様基準に適 合※4	その他の住宅 (上記以外の住宅)		外皮平均熱貫流率(U _A) ≦0.87 ※2 又は住宅仕様基準に適 合※3	住宅用途 B E I ※4 ≦1.0 又は住宅仕様基準に適 合※5
(削除)				※1 基準は、「(参考) 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ (2021.8)」(以下「国のロードマップ」という。)等を参考に、住宅トプランナー基準の見直し等に応じて見直していく。			

改正後（第 2.0 版）		改正前（第 1.2 版）	
<p>※1 地域区分4（檜原村、奥多摩町）における住宅は、外皮平均熱貫流率(UA)≦0.75</p> <p>※2 住宅仕様基準第1項（1）、（2）及び（3）イに適合すること。</p> <p>※3 「住宅用途B E I」は住宅部分の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を住宅部分の基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用率化設備による削減量を含めて算定することができる。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>※4 住宅仕様基準第2項に適合すること。</p>		<p>※2 地域区分4（檜原村、奥多摩町）における住宅は、外皮平均熱貫流率(UA)≦0.75</p> <p>※3 住宅仕様基準第1項（1）、（2）及び（3）イに適合すること。</p> <p>※4 住宅用途B E Iは住宅部分の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を住宅部分の基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用率化設備による削減量を含めて算定することができる。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>※5 住宅仕様基準第2項に適合すること。</p>	
<p>【表4-2 省エネルギー性能基準（令和8年度、<u>下線部</u>は見直し箇所）】</p>		<p>（新設）</p>	
	区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)
住宅 ト プ プ ラ ン ナ ー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設工 事業者が建設する請負型 一戸建て規格住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦0.87 ※1	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I ※3 ≦0.8
	分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主 が新築する分譲型一戸建 て規格住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦0.87 ※1	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I ※3 ≦0.85
	賃貸共同住宅 (特定共同住宅等建設工事 業者が建設する長屋又は 共同住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦0.87 ※1	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I ※3 ≦0.9
	分譲共同住宅 (特定共同住宅等建築主が 新築する長屋又は共同住 宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦ <u>0.60</u>	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I (再生可 能エネルギーを除く。) ※4 ≦ <u>0.8</u>

改正後（第 2.0 版）			改正前（第 1.2 版）					
その他の住宅 (上記以外の住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≤0.87 ^{※1} 又は住宅仕様基準に適合 ^{※2}	住宅用途B E I ^{※3} ≤1.0 又は住宅仕様基準に適合 ^{※5}	(新設)					
<p>※1 地域区分4（檜原村、奥多摩町）における住宅は、外皮平均熱貫流率(UA) ≤0.75</p> <p>※2 住宅仕様基準第1項（1）、（2）及び（3）イに適合すること。</p> <p>※3 「住宅用途B E I」は住宅部分の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を住宅部分の基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用率化設備による削減量を含めて算定することができる。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>※4 「住宅用途B E I（再生可能エネルギーを除く。）」は誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用率化設備による削減量を含めて算定することはできない（コージェネレーション設備に限り算定可）。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>※5 住宅仕様基準第2項に適合すること。</p> <p>【表4-3 省エネルギー性能基準（令和9年度以降、<u>下線部</u>は見直し箇所）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)</th> <th>設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラ住宅 ン住宅 ナー ト 1事 プ</td> <td>注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設 工事業者が建設する請 負型一戸建て規格住宅)</td> <td>建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I <u>(再生 可能エネルギーを除く。)</u> ^{※4} ≤<u>0.75</u></td> </tr> </tbody> </table>				区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)	ラ住宅 ン住宅 ナー ト 1事 プ	注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設 工事業者が建設する請 負型一戸建て規格住宅)
区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)						
ラ住宅 ン住宅 ナー ト 1事 プ	注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設 工事業者が建設する請 負型一戸建て規格住宅)	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I <u>(再生 可能エネルギーを除く。)</u> ^{※4} ≤ <u>0.75</u>						

改正後（第 2.0 版）			改正前（第 1.2 版）
分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築 主が新築する分譲型一 戸建て規格住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦ <u>0.60</u>	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I (再生 可能エネルギーを除く。) ※4 ≦ <u>0.8</u>	
賃貸共同住宅 (特定共同住宅等建設工 事業者が建設する長屋 又は共同住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦ <u>0.60</u>	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I (再生可 能エネルギーを除く。)*4 ≦ <u>0.8</u>	
分譲共同住宅 (特定共同住宅等建築主 が新築する長屋又は共 同住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦0.60	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I (再生可 能エネルギーを除く。)*4 ≦ 0.8	
その他の住宅 (上記以外の住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦0.87 ※1 又は住宅仕様基準に適合※2	住宅用途B E I ※3 ≦1.0 又は住宅仕様基準に適合※5	
<p>※1 地域区分4（檜原村、奥多摩町）における住宅は、外皮平均熱貫流率(UA)≦0.75</p> <p>※2 住宅仕様基準第1項（1）、（2）及び（3）イに適合すること。</p> <p>※3 「住宅用途B E I」は住宅部分の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を住宅部分の基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー効率化設備による削減量を含めて算定することができる。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>※4 「住宅用途B E I（再生可能エネルギーを除く。）」は誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー効率化設備による削減量を含めて算定することはできない（コージェネレーション設備に限り算定可）。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>※5 住宅仕様基準第2項に適合すること。</p>			

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>【図 7】（現行のとおり）</p> <p>≪共同住宅における省エネルギー性能基準の考え方≫</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②省エネ性能の基準（住宅用途 B E I）</p> <p>「その他の住宅」に該当する場合は、1 棟ごとに基準に適合することが必要であるため、同一住棟における住宅部分全体の基準・設計一次エネルギー消費量から住宅用途 B E I を算定し、基準に適合する必要がある。「住宅トップランナー事業者が建設等する住宅」の「分譲共同住宅、賃貸共同住宅」の区分に該当する場合は、当該区分に該当する住宅部分全体の基準・設計一次エネルギー消費量から住宅用途 B E I を算定し、基準に適合する必要がある。表 4 の注記にも記載のとおり、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>なお、建築物環境報告書への記入は住棟単位となることから、同一住棟における住宅部分全体の基準・設計一次エネルギー消費量をそれぞれ記入する。</p> <p>（2）住宅以外の用途における省エネルギー性能基準</p> <p>住宅以外の用途の基準は、用途で区分し、建築物省エネ法の省エネルギー基準と同水準で設定している。</p> <p><u>なお、建築物省エネ法の省エネルギー基準との整合を図るため、令和 8 年度に基準の見直しを予定している。</u></p> <p><u>また、今後も国のロードマップ等を参考に見直していく。</u></p>	<p>【図 7】（略）</p> <p>≪共同住宅における省エネルギー性能基準の考え方≫</p> <p>①（略）</p> <p>②省エネ性能の基準（住宅用途 B E I）</p> <p>「その他の住宅」に該当する場合は、1 棟ごとに基準に適合することが必要であるため、同一住棟における住宅部分全体の基準・設計一次エネルギー消費量から住宅用途 B E I を算定し、基準に適合する必要がある。「住宅トップランナー事業者が建設等する住宅」の「分譲共同住宅、賃貸共同住宅」の区分に該当する場合は、当該区分に該当する住宅部分全体の基準・設計一次エネルギー消費量から住宅用途 B E I を算定し、基準に適合する必要がある。表 4 ※ 4 にも記載のとおり、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>なお、建築物環境報告書への記入は住棟単位となることから、同一住棟における住宅部分全体の基準・設計一次エネルギー消費量をそれぞれ記入する。</p> <p>（2）住宅以外の用途における省エネルギー性能基準</p> <p>住宅以外の用途の基準は、用途で区分し、建築物省エネ法の省エネルギー基準と同水準で設定している。</p>

改正後（第 2.0 版）				改正前（第 1.2 版）			
①及び②（現行のとおり）				①及び②（略）			
【表 5 - 1 省エネルギー性能基準（令和 7 年度）】				【表 5 省エネルギー性能基準※1】			
区分		建築物の熱負荷の低減に関する基準（断熱性能の基準）	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準（省エネ性能の基準）	区分		建築物の熱負荷の低減に関する基準（断熱性能の基準）	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準（省エネ性能の基準）
事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等		B P I ※1 ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 1.0	事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等		B P I ※2 ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ※3 ≤ 1.0
工場等		基準なし	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 1.0	工場等		基準なし	非住宅用途 B E I ※3 ≤ 1.0
<p>（削除）</p> <p>※ 1 B P I は、P A L *（屋内周囲空間（ペリメーターゾーン）の年間熱負荷 ÷ 屋内周囲空間の床面積の合計）の値を、用途ごとに定められた P A L * 基準値で除した値をいう。</p> <p>※ 2 非住宅用途 B E I は、非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することができる。</p>				<p>※ 1 基準は、国のロードマップ等を参考に見直していく。</p> <p>※ 2 B P I は、P A L *（屋内周囲空間（ペリメーターゾーン）の年間熱負荷 ÷ 屋内周囲空間の床面積の合計）の値を、用途ごとに定められた P A L * 基準値で除した値をいう。</p> <p>※ 3 非住宅用途 B E I は、非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することができる。</p>			
【表 5 - 2 省エネルギー性能基準（令和 8 年度以降、 <u>下線部</u> は見直し箇所）】				（新設）			
区分		建築物の熱負荷の低減に関する基準（断熱性能の基準）	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準（省エネ性能の基準）	区分		建築物の熱負荷の低減に関する基準（断熱性能の基準）	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準（省エネ性能の基準）
小規模 （延べ面積300㎡ 未満）	工場等	基準なし	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 1.0				
	工場等以外の用途	B P I ※1 ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 1.0				

改正後（第 2.0 版）				改正前（第 1.2 版）
中規模 (延べ面積300㎡ 以上2,000㎡未満)	工場等	基準なし	非住宅用途 B E I ^{※2} ≤ 0.75	
	事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等	B P I ^{※1} ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ^{※2} ≤ 0.8	
	病院等、集会所等、飲食店等	B P I ^{※1} ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ^{※2} ≤ 0.85	
<p>※1 B P I は、P A L *（屋内周囲空間（ペリメーターゾーン）の年間熱負荷÷屋内周囲空間の床面積の合計）の値を、用途ごとに定められた P A L * 基準値で除した値をいう。</p> <p>※2 非住宅用途 B E I は、非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することができる。</p>				
<p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2 誘導すべき省エネルギー性能基準 特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物について、都が定める誘導すべき省エネルギー性能基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない（努力義務）。</p> <p>誘導すべき省エネルギー性能基準は、省エネルギー性能基準と同様に、建築物の用途別に断熱性能の基準及び省エネ性能の基準について、国が示している遅くとも 2030 年までに到達すべき水準と同水準で定めている（令和 7 年度基準）。</p> <p>(1) 住宅の用途における誘導すべき省エネルギー性能基準 住宅の用途の基準は、省エネルギー性能基準と同様に、国の住宅トップランナー事業者が建設等する住宅に適用する基準と、住宅トップランナー事業者以外が建設等する住宅に適用する基準に分けて設定している。</p>				<p>(3) (略)</p> <p>2 誘導すべき省エネルギー性能基準 特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物について、都が定める誘導すべき省エネルギー性能基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない（努力義務）。</p> <p>誘導すべき省エネルギー性能基準は、省エネルギー性能基準と同様に、建築物の用途別に断熱性能の基準及び省エネ性能の基準について、国が示している遅くとも 2030 年までに到達すべき水準と同水準で定めている。</p> <p>(1) 住宅の用途における誘導すべき省エネルギー性能基準 住宅の用途の基準は、省エネルギー性能基準と同様に、国の住宅トップランナー事業者が建設等する住宅に適用する基準と、住宅トップランナー事業者以外が建設等する住宅に適用する基準に分けて設定している。</p>

改正後（第 2.0 版）		改正前（第 1.2 版）											
<p>る。</p> <p>前者の基準は 2030 年までに到達すべき住宅トップランナー基準と同水準で、後者は 2030 年までに到達すべき省エネルギー基準（現行の建築物省エネ法の誘導基準）と同水準で設定している。</p> <p><u>なお、省エネルギー性能基準の引上げに合わせ、令和 8 年度及び令和 9 年度に基準の見直しを予定している。</u></p> <p><u>また、今後も国のロードマップ等を参考に見直していく。</u></p>		<p>前者の基準は 2030 年までに到達すべき住宅トップランナー基準と同水準で、後者は 2030 年までに到達すべき省エネルギー基準（現行の建築物省エネ法の誘導基準）と同水準で設定している。</p>											
① 及び②（現行のとおり）		①及び②（略）											
【表 6 - 1 誘導すべき省エネルギー性能基準（令和 7 年度）】		【表 6 省エネルギー性能基準※】											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)</th> <th>設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住宅 トップ ラン ナー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅</td> <td>注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設工 業者が建設する請負型一戸 建て規格住宅)</td> <td>建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.75</td> </tr> <tr> <td>分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主が 新築する分譲型一戸建て規 格住宅)</td> <td>建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.8</td> </tr> <tr> <td>分譲共同住宅、賃貸共同住 宅 (特定共同住宅等建築主又は 特定共同住宅等建設工事業 者が建設等する長屋又は共 同住宅)</td> <td>建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.8</td> </tr> </tbody> </table>	区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)	住宅 トップ ラン ナー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設工 業者が建設する請負型一戸 建て規格住宅)	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.75	分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主が 新築する分譲型一戸建て規 格住宅)	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.8	分譲共同住宅、賃貸共同住 宅 (特定共同住宅等建築主又は 特定共同住宅等建設工事業 者が建設等する長屋又は共 同住宅)	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.8		
区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)											
住宅 トップ ラン ナー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設工 業者が建設する請負型一戸 建て規格住宅)	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.75											
	分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主が 新築する分譲型一戸建て規 格住宅)	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.8											
	分譲共同住宅、賃貸共同住 宅 (特定共同住宅等建築主又は 特定共同住宅等建設工事業 者が建設等する長屋又は共 同住宅)	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I <u>(再生可 能エネルギーを除く。)</u> ※2 ≤ 0.8											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)</th> <th>設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住宅 ト ッ プ ラ ン ナ ー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅</td> <td>注文戸建住宅 (特定一戸建て建設工事業 者が建設する請負型一戸建 て規格住宅)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主 が新築する分譲型一戸建て 規格住宅)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>分譲共同住宅、賃貸共同 住宅 (特定共同住宅等建築主又は 特定共同住宅等建設工事業 者が建設等する長屋又は共 同住宅)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)	住宅 ト ッ プ ラ ン ナ ー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て建設工事業 者が建設する請負型一戸建 て規格住宅)	(略)	分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主 が新築する分譲型一戸建て 規格住宅)	(略)	分譲共同住宅、賃貸共同 住宅 (特定共同住宅等建築主又は 特定共同住宅等建設工事業 者が建設等する長屋又は共 同住宅)	(略)	
区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)											
住宅 ト ッ プ ラ ン ナ ー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て建設工事業 者が建設する請負型一戸建 て規格住宅)	(略)											
	分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主 が新築する分譲型一戸建て 規格住宅)	(略)											
	分譲共同住宅、賃貸共同 住宅 (特定共同住宅等建築主又は 特定共同住宅等建設工事業 者が建設等する長屋又は共 同住宅)	(略)											

改正後（第 2.0 版）			改正前（第 1.2 版）		
その他の住宅 (上記以外の住宅)	(現行のとおり)	住宅用途 B E I <u>(再生可能エネルギーを除く。)</u> ※ ² ≤ 0.8 又は住宅誘導仕様基準※ ³ に適合	その他の住宅 (上記以外の住宅)	(略)	住宅用途 B E I ※ ² ≤ 0.8 又は住宅誘導仕様基準※ ³ に適合
(削除)			※1 基準は、国のロードマップ等を参考に、住宅トップランナー基準の見直し等に応じて見直していく。		
※1 住宅誘導仕様基準第1項(1)、(2)及び(3)イに適合すること。			※2 住宅誘導仕様基準第1項(1)、(2)及び(3)イに適合すること。		
※2 住宅用途 B E I <u>(再生可能エネルギーを除く。)</u> は住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除して得た値をいう。誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することはできない(コージェネレーション設備に限り算定可)。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。			※3 住宅用途 B E I は住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除して得た値をいう。誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することはできない(コージェネレーション設備に限り算定可)。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。		
※3 住宅誘導仕様基準第2項に適合すること。			※4 住宅誘導仕様基準第2項に適合すること。		
【表6-2 誘導すべき省エネルギー性能基準(令和8年度、 <u>下線部</u> は見直し箇所)】			(新設)		
	区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)		設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)	
住宅 トップ ランナー 事業者が 建設等する住宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設事業者が建設する請負型一戸建て規格住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≤ 0.60		建設等する当該区分の住宅の平均住宅用途 B E I (再生可能エネルギーを除く。) ※ ² ≤ 0.75	
	分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築主が新築する分譲型一戸建て規格住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≤ 0.60		建設等する当該区分の住宅の平均住宅用途 B E I (再生可能エネルギーを除く。) ※ ² ≤ 0.8	

改正後（第 2.0 版）			改正前（第 1.2 版）					
賃貸共同住宅 (特定共同住宅等建設工 業者が建設する長屋又は 共同住宅)	外皮平均熱貫流率 (U A) ≦0.60	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I (再生可 能エネルギーを除く。) *2 ≦ 0.8	(新設)					
分譲共同住宅 (特定共同住宅等建築主が 新築する長屋又は共同住 宅)	外皮平均熱貫流率(U A) ≦0.46	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途 B E I (再生可 能エネルギーを除く。) *2 ≦ 0.7						
その他の住宅 (上記以外の住宅)	外皮平均熱貫流率(U A) ≦0.60 又は住宅仕様基準に適合*1	住宅用途 B E I (再生可能エネ ルギーを除く。) *2 ≦0.8 又は住宅仕様基準に適合*3						
<p>※ 1 住宅誘導仕様基準第 1 項 (1)、(2) 及び (3) イに適合すること。</p> <p>※ 2 住宅用途 B E I (再生可能エネルギーを除く。) は住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。) を住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量 (その他一 次エネルギー消費量を除く。) で除して得た値をいう。誘導設計一次エネルギー消費量の算定で は、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することはできな い (コージェネレーション設備に限り算定可)。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネ ルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>※ 3 住宅誘導仕様基準第 2 項に適合すること。</p> <p>【表 6 - 3 誘導すべき省エネルギー性能基準 (令和 9 年度以降、<u>下線部</u>は 見直し箇所)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建築物の熱負荷の 低減に関する基準 (断熱性能の基準)</th> <th>設備システムのエネルギー 利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				区分	建築物の熱負荷の 低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー 利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)		
区分	建築物の熱負荷の 低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー 利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)						

改正後（第 2.0 版）			改正前（第 1.2 版）
住宅 ト プ ラ ン ナ ー 事 業 者 が 建 設 等 す る 住 宅	注文戸建住宅 (特定一戸建て住宅建設 工事業者が建設する請 負型一戸建て規格住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦ <u>0.46</u>	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I（再生 可能エネルギーを除く。）※ ² ≦ <u>0.65</u>
	分譲戸建住宅 (特定一戸建て住宅建築 主が新築する分譲型一 戸建て規格住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦ <u>0.46</u>	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I（再生 可能エネルギーを除く。）※ ² ≦ <u>0.7</u>
	賃貸共同住宅 (特定共同住宅等建設工 事業者が建設する長屋 又は共同住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦ <u>0.46</u>	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I（再生可 能エネルギーを除く。）※ ² ≦ <u>0.7</u>
	分譲共同住宅 (特定共同住宅等建築主 が新築する長屋又は共 同住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦0.46	建設等する当該区分の住宅の 平均住宅用途B E I（再生可 能エネルギーを除く。）※ ² ≦ 0.7
	その他の住宅 (上記以外の住宅)	外皮平均熱貫流率(UA) ≦0.87 ※ ¹ 又は住宅仕様基準に適合※ ²	住宅用途B E I（再エネ除く） ※ ² ≦0.8 又は住宅仕様基準に適合※ ³
<p>※1 住宅誘導仕様基準第1項（1）、（2）及び（3）イに適合すること。</p> <p>※2 住宅用途B E I（再生可能エネルギーを除く。）は住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することはできない（コージェネレーション設備に限り算定可）。また、共同住宅においては、共用部分の一次エネルギー消費量を算定に含めないことができる。</p> <p>※3 住宅誘導仕様基準第2項に適合すること。</p>			
(2) 及び (3) (現行のとおり)			(2) 及び (3) (略)

改正後（第 2.0 版）

【表 7 誘導すべき省エネルギー性能基準※1】

区分		建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)
小規模 (延べ面積300㎡未満)	工場等	基準なし	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 0.8
	工場等以外の用途	B P I ※1 ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 0.8
中規模 (延べ面積300㎡以上2,000㎡未満)	工場等	基準なし	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 0.6
	事務所等、学校等	B P I ※1 ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 0.6
	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	B P I ※1 ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ※2 ≤ 0.7

(削除)

※1 表5のB P Iと同じ。

※2 非住宅用途 B E I は非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することはできない（コージェネレーション設備に限り算定可）。

(参考) (現行のとおり)

第4 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準

1 再生可能エネルギー利用設備設置基準

(現行のとおり)

改正前（第 1.2 版）

【表 7 誘導すべき省エネルギー性能基準※1】

区分	建築物の熱負荷の低減に関する基準 (断熱性能の基準)	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準 (省エネ性能の基準)	
		延べ面積が300㎡未満の場合	延べ面積が300㎡以上の場合
事務所等 学校等	B P I ※2 ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ※3 ≤ 0.8	非住宅用途 B E I ※3 ≤ 0.6
ホテル等 病院等 百貨店等 飲食店等 集会所等	B P I ※2 ≤ 1.0	非住宅用途 B E I ※3 ≤ 0.8	非住宅用途 B E I ※3 ≤ 0.7
工場等	基準なし	非住宅用途 B E I ※3 ≤ 0.8	非住宅用途 B E I ※3 ≤ 0.6

※1 基準は、国のロードマップ等を参考に見直していく。

※2 表5のB P Iと同じ。

※3 非住宅用途 B E I は非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除して得た値をいう。誘導設計一次エネルギー消費量の算定では、太陽光発電設備等のエネルギー利用効率化設備による削減量を含めて算定することはできない（コージェネレーション設備に限り算定可）。

(参考) (略)

第4 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準

1 再生可能エネルギー利用設備設置基準

(略)

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>(1) 及び (2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 算定除外可能建築物 (現行のとおり)</p> <p>① (ア) 又は (イ) に該当する 2 kW 相当の太陽光発電設備の設置が物理的に困難である中小規模特定建築物^{※1}</p> <p>(ア) 傾斜又は方位が異なる南面等屋根^{※2}が 1 つ以下である場合 南面等屋根^{※2}の水平投影面積が 20 m²未満の中小規模特定建築物</p> <p>(イ) (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(4) から (9) まで (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に適合するための措置の考え方</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 太陽光発電設備以外の再エネ利用設備の設置 (中略)</p> <p>再生可能エネルギー熱利用設備等における年間推定熱利用量の算定の考え方は、「東京都建築物環境計画書制度に基づく再生可能エネルギー利用設備設置基準ガイドライン」に詳細を記載している。https://green-building-pgm.metro.tokyo.lg.jp/KSB00101?seidoId=1)</p> <p>その中から、太陽熱利用設備の算定方法について以下に抜粋し記載する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 算定除外可能建築物 (略)</p> <p>① (ア) 又は (イ) に該当する 2 kW 相当の太陽光発電設備の設置が物理的に困難である中小規模特定建築物^{※1}</p> <p>(ア) 傾斜又は方位が異なる南面等屋根^{※2}が 1 つである場合 南面等屋根^{※2}の水平投影面積が 20 m²未満の中小規模特定建築物</p> <p>(イ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) から (9) まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に適合するための措置の考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 太陽光発電設備以外の再エネ利用設備の設置 (中略)</p> <p>再生可能エネルギー熱利用設備等における年間推定熱利用量の算定の考え方は、「東京都建築物環境計画書制度に基づく再生可能エネルギー利用設備設置基準ガイドライン」に詳細を記載している。 (https://www7.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/building/doc/2025/saiene_guidelines.pdf)</p> <p>その中から、太陽熱利用設備の算定方法について以下に抜粋し記載する。</p> <p>(後略)</p>

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>(3) 及び (4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 建設等する中小規模特定建築物等以外への設置（既存建築物等へ新設する代替措置）</p> <p>(中略)</p> <p>(4) に示すとおり、特定供給事業者が建設等する中小規模特定建築物等において再エネ利用設備を設置することが原則であり、既存建築物等への新設は再エネ設置基準（定格出力）の 2 割までを上限に、適合するための措置とすることができる。より高い性能を目指す誘導すべき再エネ設置基準においては、この上限は設けない。</p> <p>また、既存建築物等への新設を基準適合の措置とする場合は、当該既存建築物等について、建築物環境報告書において報告することが必要である（詳細は本章第 8 参照）。</p> <p><u>なお、新築建築物への設置を前提として</u>設置量を計上した中小規模特定建築物において、実際の設置が引き渡し後になってしまった場合、提出済みの報告書において設置量を計上しているため、実際に設置した年度において、既存建築物等への新設として計上すること（実績の 2 重計上）はできないことに注意すること。</p> <p>(後略)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) その他の取扱い</p> <p>(中略)</p> <p>(参考) 太陽光パネル設置に関する Q & A (抜粋)</p> <p>※ 太陽光発電設備の設置について問合せの多い事項への回答を環境局ホームページで公表。ここではその一部を抜粋して掲載する（令和 7 年 11 月 20 日版）。</p>	<p>(3) 及び (4) (略)</p> <p>(5) 建設等する中小規模特定建築物等以外への設置（既存建築物等へ新設する代替措置）</p> <p>(中略)</p> <p>なお、(4) に示すとおり、特定供給事業者が建設等する中小規模特定建築物等において再エネ利用設備を設置することが原則であり、既存建築物等への新設は再エネ設置基準（定格出力）の 2 割までを上限に、適合するための措置とすることができる。より高い性能を目指す誘導すべき再エネ設置基準においては、この上限は設けない。</p> <p>また、既存建築物等への新設を基準適合の措置とする場合は、当該既存建築物等について、建築物環境報告書において報告することが必要である（詳細は本章第 8 参照）。</p> <p>* <u>建築物環境報告書において、確認申請時の設置計画を基に</u>設置量を計上した中小規模特定建築物において、実際の設置が引き渡し後になってしまった場合であっても、提出済みの報告書において設置量を計上しているため、実際に設置した年度において、既存建築物等への新設として計上すること（実績の 2 重計上）はできないことに注意すること。</p> <p>(後略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) その他の取扱い</p> <p>(中略)</p> <p>(参考) 太陽光パネル設置に関する Q & A (抜粋)</p> <p>※ 太陽光発電設備の設置について問い合わせの多い事項への回答を環境局ホームページで公表。ここではその一部を抜粋して掲載する（令和 6 年 9 月 19 日版）。</p>

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p data-bbox="163 196 1016 276">URL:https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/q-a_251120v2</p> <p data-bbox="174 292 264 323">（後略）</p> <p data-bbox="163 387 896 419">第 5 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準</p> <p data-bbox="163 435 589 467">1 電気自動車充電設備整備基準</p> <p data-bbox="174 483 376 515">（現行のとおり）</p> <p data-bbox="174 531 813 563">（1）充電設備整備基準を適用する駐車施設の区画</p> <p data-bbox="163 579 1104 707">充電設備整備基準を適用する駐車区画は、自動車（普通自動車、小型自動車、軽自動車をいう。二輪自動車等は除く。）を 1 台駐車するために区画された空間をいう。ただし、次に掲げる駐車区画には基準を適用しない。</p> <p data-bbox="185 722 1104 1042">①充電設備の設置が技術上、安全上又は法令上の事由により困難であると認められる次の駐車区画。ただし、充電設備設置の技術進展等を踏まえ、当面の間に限り、適用から除くこととする。<u>一方、機械式立体駐車施設の駐車区画（駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条に規定する国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置に限る。）に充電設備の整備を行った場合は、充電設備整備基準で定める充電設備の必要な整備数に含めることができる（令和 8 年度以降）。</u></p> <ul data-bbox="230 1058 1104 1185" style="list-style-type: none"> ・機械式立体駐車施設の駐車区画 ・その他技術上、安全上又は法令上設置が困難であると認められる駐車区画 <p data-bbox="185 1201 600 1233">②から⑤まで（現行のとおり）</p> <p data-bbox="174 1249 689 1281">（2）から（4）まで（現行のとおり）</p> <p data-bbox="163 1345 409 1377">2（現行のとおり）</p>	<p data-bbox="1126 196 2067 276">URL：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/240919-2_qa</p> <p data-bbox="1137 292 1227 323">（後略）</p> <p data-bbox="1126 387 1859 419">第 5 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準</p> <p data-bbox="1126 435 1552 467">1 電気自動車充電設備整備基準</p> <p data-bbox="1137 483 1205 515">（略）</p> <p data-bbox="1137 531 1776 563">（1）充電設備整備基準を適用する駐車施設の区画</p> <p data-bbox="1126 579 2067 707">充電設備整備基準を適用する駐車区画は、自動車（普通自動車、小型自動車、軽自動車をいう。二輪自動車等は除く。）を 1 台駐車するために区画された空間をいう。ただし、次に掲げる駐車区画には基準を適用しない。</p> <p data-bbox="1149 722 2067 850">①充電設備の設置が技術上、安全上又は法令上の事由により困難であると認められる次の駐車区画。ただし、充電設備設置の技術進展等を踏まえ、当面の間に限り、適用から除くこととする。</p> <ul data-bbox="1193 1058 2067 1185" style="list-style-type: none"> ・機械式立体駐車施設の駐車区画 ・その他技術上、安全上又は法令上設置が困難であると認められる駐車区画 <p data-bbox="1149 1201 1429 1233">②から⑤まで（略）</p> <p data-bbox="1137 1249 1507 1281">（2）から（4）まで（略）</p> <p data-bbox="1126 1345 1238 1377">2（略）</p>

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）																		
<p>第 6 建築物等に係る環境配慮の措置 1 及び 2（現行のとおり）</p> <p>（参考）建築物環境報告書への記載イメージ（現行のとおり）</p> <p>（参考）東京エコビルダーズアワード 都は、環境性能の高い建築物の普及に取り組む意欲的な事業者を表彰する「東京エコビルダーズアワード」を令和 5 年度から実施している。 本制度で定める<u>義務基準</u>を達成している企業を表彰し、さらに、<u>建物の脱炭素化に向けて効果的な</u>取組を実施している企業には「リーディングカンパニー賞」を贈呈している。受賞企業は、東京都環境局のホームページで公表している。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_housing/award</p>	<p>第 6 建築物等に係る環境配慮の措置 1 及び 2（略）</p> <p>（参考）建築物環境報告書への記載イメージ（略）</p> <p>（参考）東京エコビルダーズアワード 都は、<u>本制度の開始に先駆け、環境性能の高い建築物の普及に取り組む意欲的な事業者を表彰する「東京エコビルダーズアワード」</u>を令和 5 年度から実施している。 本制度で定める<u>省エネルギー性能基準又は再エネ設置基準を先行達成</u>している企業を表彰し、さらに、<u>環境性能の高い住宅等の普及に向けた先進的な</u>取組を実施している企業には「リーディングカンパニー賞」を贈呈している。受賞企業は、東京都環境局のホームページで公表している。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/ecoaward.html#cms178B0</p>																		
<p>《<u>令和 7 年度表彰概要</u>》</p> <table border="1" data-bbox="165 959 1093 1262"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価の概要</th> <th>受賞企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハイスタンダード賞</td> <td><u>報告書制度で定める基準を達成</u></td> <td><u>断熱・省エネ部門：36 社</u> <u>再エネ部門：30 社</u></td> </tr> <tr> <td><u>ハイスタンダード+（プラス）賞</u></td> <td><u>報告書制度で定める基準を大幅に上回る「誘導基準」を達成</u></td> <td><u>断熱・省エネ部門：30 社</u> <u>再エネ部門：22 社</u></td> </tr> </tbody> </table>		評価の概要	受賞企業	ハイスタンダード賞	<u>報告書制度で定める基準を達成</u>	<u>断熱・省エネ部門：36 社</u> <u>再エネ部門：30 社</u>	<u>ハイスタンダード+（プラス）賞</u>	<u>報告書制度で定める基準を大幅に上回る「誘導基準」を達成</u>	<u>断熱・省エネ部門：30 社</u> <u>再エネ部門：22 社</u>	<p>《<u>令和 5 年度実施結果</u>》</p> <table border="1" data-bbox="1128 959 2063 1262"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価の概要</th> <th>受賞企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハイスタンダード賞</td> <td><u>報告書制度で定める基準を先行して達成</u></td> <td><u>断熱・省エネ部門：21 社</u> <u>再エネ部門：19 社</u></td> </tr> <tr> <td><u>ソーラーチャレンジ賞</u></td> <td><u>前年度比較で PV 設置率が一定水準以上増加</u></td> <td><u>7 社</u></td> </tr> </tbody> </table>		評価の概要	受賞企業	ハイスタンダード賞	<u>報告書制度で定める基準を先行して達成</u>	<u>断熱・省エネ部門：21 社</u> <u>再エネ部門：19 社</u>	<u>ソーラーチャレンジ賞</u>	<u>前年度比較で PV 設置率が一定水準以上増加</u>	<u>7 社</u>
	評価の概要	受賞企業																	
ハイスタンダード賞	<u>報告書制度で定める基準を達成</u>	<u>断熱・省エネ部門：36 社</u> <u>再エネ部門：30 社</u>																	
<u>ハイスタンダード+（プラス）賞</u>	<u>報告書制度で定める基準を大幅に上回る「誘導基準」を達成</u>	<u>断熱・省エネ部門：30 社</u> <u>再エネ部門：22 社</u>																	
	評価の概要	受賞企業																	
ハイスタンダード賞	<u>報告書制度で定める基準を先行して達成</u>	<u>断熱・省エネ部門：21 社</u> <u>再エネ部門：19 社</u>																	
<u>ソーラーチャレンジ賞</u>	<u>前年度比較で PV 設置率が一定水準以上増加</u>	<u>7 社</u>																	

改正後（第 2.0 版）			改正前（第 1.2 版）		
リーディングカンパ ニー賞	<u>基準達成に加え建物の脱炭素化に向けて効果的な取組を実施</u>	<u>総合部門：6社</u> <u>分譲・賃貸部門：5社</u> <u>地域ビルダー部門：5社</u>	リーディングカンパ ニー賞	<u>1.報告書制度で定める基準を達成</u> <u>2.環境性能の高い住宅等の普及に向けた先進的な取組等</u>	<u>断熱・省エネ部門：9社</u> <u>再エネ部門：8社</u>
<p>第7 環境性能の説明 （現行のとおり）</p> <p>第8 建築物環境報告書の作成等 1 （現行のとおり） 2 建築物環境報告書の記載事項等 （1）（現行のとおり） （2）記載する取組状況等について （中略） ① 基準の適合状況 特定供給事業者等が建築確認申請時点で、当該中小規模特定建築物等において実施しようとしている内容に基づき報告する。建築確認申請時点の実施計画から変更が生じた場合、変更後の内容に基づき報告する（当該中小規模特定建築物について記載した建築物環境報告書を提出するまでの間の変更を反映して報告）。ただし、本章第3に示す省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関して、建築物省エネ法において、軽微な変更該当する場合は建築物エネルギー消費性能適合性判定の再実施を不要としている。このため、本制度の基準適合状況が変わらない範囲で、建築物省エネ法の軽微な変更該当し省エ</p>			<p>第7 環境性能の説明 （略）</p> <p>第8 建築物環境報告書の作成等 1 （略） 2 建築物環境報告書の記載事項等 （1）（略） （2）記載する取組状況等について （中略） ① 基準の適合状況 特定供給事業者等が建築確認申請時点で、当該中小規模特定建築物等において実施しようとしている内容に基づき報告する。建築確認申請時点の実施計画から変更が生じた場合、変更後の内容に基づき報告する（当該中小規模特定建築物について記載した建築物環境報告書を提出するまでの間の変更を反映して報告）。ただし、本章第3に示す省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関して、<u>令和7年4月1日に施行される改正後の建築物省エネ法</u>において、軽微な変更該当する場合は建築物エネルギー消費性能適合性判定の再実施を不要としている。このため、本制度の基準適合状況が変わらない範囲で、</p>		

改正後（第 2.0 版）	改正前（第 1.2 版）
<p>ネ性能の再計算が不要な場合は、変更後の内容ではなく建築確認申請時点の実施計画の内容に基づき報告することも可能とする※。</p> <p>※建築物省エネ法の軽微な変更に該当しても、本制度の省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準への適合又は不適合の別が変わる場合は、変更後の内容に基づき報告する必要があることに留意する。</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p>（3）から（6）まで（現行のとおり）</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第9 建築物環境報告書の公表 （現行のとおり）</p> <p>第10 都による指導・助言、勧告等の措置 （現行のとおり）</p> <p>第3章 関係規定集 （省略）</p>	<p>建築物省エネ法の軽微な変更該当し省エネ性能の再計算が不要な場合は、変更後の内容ではなく建築確認申請時点の実施計画の内容に基づき報告することも可能とする※。</p> <p>※建築物省エネ法の軽微な変更に該当しても、本制度の省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準への適合又は不適合の別が変わる場合は、変更後の内容に基づき報告する必要があることに留意する。</p> <p>②（略）</p> <p>（3）から（6）まで（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第9 建築物環境報告書の公表 （略）</p> <p>第10 都による指導・助言、勧告等の措置 （略）</p> <p>第3章 関係規定集 （省略）</p>